

# 「令和 3 年度分の固定資産税等軽減措置に関する緊急要望書」

令和 3 年 1 月

東京税理士政治連盟

## 緊急事態宣言下においては特例の提出期限の延長を認めること

新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化した事業者に対する固定資産税等の軽減措置が図られた。特例措置の提出期限が令和 3 年 2 月 1 日となっているが、緊急事態宣言が発令され政府や各地方自治体からの飲食店等への営業自粛、事業所への出勤減が要請されている現状においては、事業者の安全確保、事務負担等を考慮し、その提出期限を延長すべきである。

具体的には、

地方税法附則第 6 1 条の 3 項について、法的安定性の観点から、その適用については柔軟に対応すること。

1. 「やむを得ない理由」に今回の緊急事態宣言発令が当たることを事前に HP 等で周知し、かつ、緊急事態宣言が終了したのちに延長が認められる期間について改めて HP 等で周知すること。
2. 令和 3 年度償却資産申告についても同様の措置をとること。
3. 延長期間については、緊急事態宣言の終了後 1 か月又は 3 月 31 日程度を目安とすべきである。

《参考》 地方税法附則第 6 1 条 3 項

市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる

以 上